

7. おわりに

浄化槽は公共用水域の保全を担う生活排水処理施設でありながら、その多くが個人の所有物という一面をもつ。これにより、地域防災計画にその記載がない場合が多く、災害時における行政組織の関与が制度的に確立されておらず、また、救済に係わる人員の確保の点で困難であった。こうした浄化槽への災害時の対応を組織的かつ機能的に実施するためには、地方公共団体のみならず、地域住民ならびに当該地域の指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、工事業者、浄化槽業界団体等の関係者の協力が必須となる。

これらの各関係者が受け持つ役割分担については、第2章及び第3章において述べたとおりである。ただし、ここで整理した内容は、図2-1-1や図3-1-1で示したように、当該地域の地方公共団体が全体統括、行政対応を行い、指定検査機関あるいは浄化槽業界団体が被災浄化槽に係る情報を管理し、保守点検業者、清掃業者、工事業者を実働部隊とした場合を想定した一例である。こうした**災害時の浄化槽への対応の中心的役割を担う組織は、地域の実情に応じて異なることが予想される**。実際の作業フローは、地方公共団体と情報管理・実務の中心となる組織との間で実行可能な作業フローについて協議し、それに基づいた協定を締結して実施される。

したがって、**その地域での具体的な作業フローは、当該地域における協定の内容に基づいて作成することが望ましい**。さらに、その作業フローを用いて住民（浄化槽管理者、設置者、使用者）、都道府県担当者、市町村担当者、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、工事業者、ならびに浄化槽業界団体事務局等、各関係者に対して予め周知徹底を図ることにより、被災した浄化槽の速やかな実態把握と機能回復の推進が期待される。